

**駒ヶ根市新型コロナウイルス緊急経済対策事業
令和3年度駒ヶ根市一般会計補正（第10号）予算関連
事業概要説明資料**

令和3年12月

令和3年度 駒ヶ根市新型コロナウイルス緊急経済対策事業 一覧

【総事業費】 1,009,446千円（うち補正予算第10号規模 380,094千円※）

補正予算第3号	プレミアム付応援券【こまPay】（第2弾）発行事業	減額2,000千円	
補正予算第6号	市議会タブレット端末及びペーパーレス会議システム導入	減額6,430千円	
※ 補正予算第6号	総合文化センター衛生設備改善事業	減額11,340千円	除く
補正予算第7号	ふるさと駒ヶ根学生応援便事業	減額1,080千円	
補正予算第7号	プレミアム付応援券【こまPay】（第3弾）発行事業	増額7,500千円	

【財 源】 国庫支出金 ・ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金
・ 地方創生臨時交付金
一般財源

●市民の生活維持及び下支えのための対策

No.39	住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金	364,944千円
No.40	原油価格高騰対策事業（1）生活支援特別対策事業	18,000千円

●事業者の事業継続及び雇用維持のための対策

No.41	原油価格高騰対策事業（2）原油価格高騰対策応援事業	13,350千円
-------	---------------------------	----------

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

事業費：364,944千円

目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した人々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金をプッシュ型で給付します。

事業の概要・内容

- ①住民税非課税世帯
同一世帯の全員が、令和3年度分の住民税の均等割が非課税である世帯
- ②家計急変世帯
令和3年1月以降①と同水準相当 ※申請による給付

事業費 3,600世帯（見込①+②）×10万円＝360,000千円

事務費（人件費、需用費、振込手数料、情報センター負担金等）4,944千円

対象者

住民税非課税世帯及び家計急変世帯
3,600世帯（見込）

実施時期

令和4年3月末まで

担当部署

民生部 福祉課 内線 311

原油価格高騰対策事業
（1）生活支援特別給付事業

事業費： 18,000 千円

目的

生活困難者が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、暖房費相当分（5千円）を国の「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」に上乗せし、対象世帯へ支給します。

事業の概要・内容

国の「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の
対象3,600世帯（見込）× 5千円



対象者

国の「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」対象者

実施時期

令和4年3月末まで

担当部署

民生部 福祉課 内線 311

原油価格高騰対策事業
(2) 原油価格高騰対策応援事業

事業費： 13,350 千円

目的

コロナ禍で打撃を受けた事業者が、原油価格の高騰によりさらなる経営悪化が懸念されるため、影響を受ける事業者に対し支援する。

事業の概要・内容

- (1) 農業者 施設型農家に対して燃油補助 加温機がある施設面積により5万円～30万円支援
- (2) 宿泊施設等事業者 宿泊定員数に応じて
 - ① 10人未満 …5万円
 - ② 10人以上30人未満 …10万円
 - ③ 30人以上50人未満 …15万円
 - ④ 50人以上100人未満 …20万円
 - ⑤ 100人以上及び日帰り温泉施設 …250,000円
- (3) 交通事業者
 - ①市内に本社又は営業所がある路線バス運行事業者
 - ②市内に本社がある貸切バス事業者
 - ①② …市内の営業車両台数10台以上30万円、10台未満20万円
 - ③市内に本社があるタクシー事業者 …営業車両台数10台以上30万円、10台未満10万円
 - ④市内に本社がある運転代行業者 …一律10万円

対象者

- ・ 施設型農家 35経営体
- ・ 宿泊施設/日帰り温泉施設 30事業所
- ・ バス/タクシー/代行 8事業所

実施時期

令和4年2月末まで

担当部署

産業部 農林課 内線413
産業部 商工観光課 内線433・441